官　告　第　五

官　庁　事　項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第三の４中「総合特区に指定後、」を「既に指定を受けた総合特区から」に、「指定の申請」を「指定申請」に改める。

第四の１①ⅲ）中「又は法第55条」を削る。

第五の２①中「平成28年４月１日から平成30年３月31日」を「平成30年４月１日から平成32年３月31日」に、「定められた、」を「定められた」に、「を取得等」を「の取得等を」に、「その取得価額の40％（建物等については20％）の特別償却又は12％（建物等については、６％）の税額控除のいずれかの選択適用ができる」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の11又は第68条の14の２及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める」に改め、「ただし、税額控除額については当期の法人税額の20％を限度とする。」を削る。

第五の２①イ）中「１億円以上」の前に「これらの合計額が」を加える。

第五の３を削り、４を３とし、５を４とし、６を５とする。

別表１中「国交Ａ001」、「国交Ａ002」及び「法務Ａ003」を次のように改める。

番号	国交Ａ001
特定国際戦略事業の名称	国際戦略建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	建築基準法第48条及び別表第２においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第48条第１項から第13項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。
特例措置の内容	国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた国際戦略総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるもの。
同意の要件	法第21条第１項の規定による申請の内容について、国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針が、当該用途地域の指定の目的に反しないものであることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交Ａ002
特定国際戦略事業の名称	特別用途地区国際戦略建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第２項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第48条第１項から第13項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。
特例措置の内容	建築基準法第49条第２項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた国際戦略総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第49条第２項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続を不要とするもの。
同意の要件	法第22条第１項の規定による申請の内容について、以下が確認されること。 ⑴　特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基準法第49条第２項の規定に基づく条例を定めることとし、特区計画に条例（案）等を示すことにより、制限の緩和の内容が明確にされていること。 ⑵　当該条例による制限の緩和が、地域の特殊性からやむを得ないものであり、かつ、当該条例の適用が予定されている区域に定められている用途地域の指定の目的に反しないものであること。
特例措置に伴い必要となる手続	申請に当たっては、下記の書類を添付すること。なお、参考資料については昭和48年住街発第35号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。 １　特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書 ２　参考資料

番号	法務Ａ003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成24年法務省告示第127号）第三の五、別表第２及び別表第３